

富山市総合計画審議会
第 2 回 安 全 部 会

会 議 資 料

平成 17 年 11 月

富山市企画管理部
企 画 調 整 課

安 全 部 会 要 旨

【災害・雪に關すること】

合併により海から山までの広大な市となったことから、市域内において様々な災害が想定される。洪水や津波などの大規模災害を想定し、その対応を整えておく必要がある。

除雪について、作業が遅れている場合は作業状況に関する情報提供をし、苦情ばかり受け付けるのではなく、どのような形で市民に協力を得るかが大切である。

昨年の水害について知らない市民がいる。エコタウンについても近くに住んでいるのに概要も知らない。「　地区で　が起こっている」というようなきめ細かい情報の提供に心がけるべき。

災害は山間部で発生することが多いが、平野部に住む人にも山間部の防災の重要性についての理解が必要である。

「水害の予防」について、予防だけでなく対策も検討すべきである。

新市は多くの河川を有しているため、対策は特に重要である。危険地域の現状を認識し、効果的な対策を検討する必要がある。

河川の改修に対して、国や県の対応を待つばかりでなく、浸水に備えて施設等に外堀を造る方法などの自前でできることもあると思う。

最近は従来の想定を超える局地的な豪雨が降るため、それに対応する防災面の強化も大切である。

豪雨による災害を防止するため、ダムが果たす役割は大きい。ダムがない河川の危険性を認識し、国が行う対策ばかりでなく、自衛できる部分もあると思う。

全体的に市民の意識改革への対策が漏れているのではないか。例えば災害については、災害が起ったときに市民は何をすべきかを明確にすべきである。

市民の意識として、災害に遭った人以外は対策に無関心である。ハード整備ばかりでなく、人の意識や組織を整えるソフト整備にどう取り組むかが重要である。

災害対策では、有事の際の非常通信連絡網の整備目標等の指標が必要ではないか。

「市民による防災都市づくり」ではなく、「市民と行政の協働による防災都市づくり」とし、市民と行政の役割分担を明確にすべきである。

「理念」とあるが理念だけではなく行動まで広げるべきである。

【消防・救急に関すること】

【交通安全に関すること】

高齢者の事故も多いが、最近は自転車等について、安全対策の推進の必要性を感じる。

【防犯対策に関すること】

県の安全なまちづくり条例を参考として活用すべき。

防犯関連の指標について、3項目では少なくないか。また、成果を求めるのなら目的をまちの防犯体制の整備とすべきではないか。

防犯・防災を含めた地域の拠点整備や見直しを行うため、配置基準の考え方を整理していくべきではないか。

【環境対策に関すること】

環境対策について、取り組みの必要性を感じているが、具体的な取り組み方法がわからないという状況にあることから、身近にできる環境活動の例を情報提供することが必要。

市エコタウンの予算投資効果の検証が大切。エコタウンには全国から多数の視察者が訪れていることや、雇用確保の観点等の経済効果に注目しても良いのではないか。

リサイクル関連には投資してもいいと考える。外国ではこれらの関連に積極的に投資している都市もあり、その面から活性化している例もある。

環境問題に関して、消費者の立場からごみの減量も必要であると思う。ごみ減量に関する広報活動が不足しているのではないか。

身近な地区センターを拠点として活用し、リサイクル、省エネ、ごみ減量についての意識の高揚を図る必要がある。

リサイクル（再利用）も大切だが、リデュース（発生抑止）が重要。

空気や水の大切さを意識していないため環境活動に取り組まない。あらゆる面で情報提供の仕方の工夫が必要である。

LRTは運行経費としては赤字になるかもしれないが、岩瀬の古い街並み景観を活かしたまちやエコタウン等への広がりにつながるので評価できる。

【消費生活に関するここと】

安心・安全な消費生活の推進について、高齢化社会における安全な消費生活のあり方について検討が必要。

BSE問題、食品の農薬残量問題等にみられるように外国での加工された食品の信頼性は低い。地産地消への取り組みを強化するため、地元の食べ物が一番安全であるという認識を高め、ひいては、農業の魅力を高める取り組みが必要である。

食育は食の安全確保上大切な問題であり、市として対応が必要である。

【森づくりに関するここと】

新市の森林面積を考慮すると森林対策は重要であり、部会として施策を創るべきでないか。

林業をどうするかが重要であるが、現実として産業として成り立たない。NPOは多数あるので、ボランティアがやること市がやるべきことを整理すべき。

昨年は熊の被害があり対策の必要性が叫ばれたが、今年は熊が出没していない。熊の被害がなくても昨年の教訓を忘れずしっかり対応を続ける必要がある。

市民ボランティアが森林の保護に関する取り組みを行うことは重要であるが、ボランティア活動による効果を期待するのは厳しい。

山間部にある田は、ダムの役割を果たしている一面もあるため、維持が必要があり、耕作放棄田についての対策も重要である。

【その他全体に関すること】

5年後10年後に住みよいまちづくりを進めるために、大きな視野で取り組むべき。

高齢化社会を見据え、あらゆる面で高齢者が活躍できる場をつくることが望まれている。循環型のまちづくりを核として考え、拡大していく視点もあってもよいのではない。

市民が主体となって地域力を高めて、団塊の世代への対応も考慮した住みよい地域を構築していく必要がある。高齢化の進行とともに元気な高齢者も増加する。高齢者が集える場として公共施設を活用したい。

市民と行政の協働というが、現実は行政の力は多大であるので市職員が自信をもって施策を進めてほしい。どのように進んでいくかという時間軸と、様々な空間について整理し課題を検討すべき。

安定した収入を得るために、工業生産額を上げる努力が必要である。また、良好な景観確保するための対策の充実が必要である。

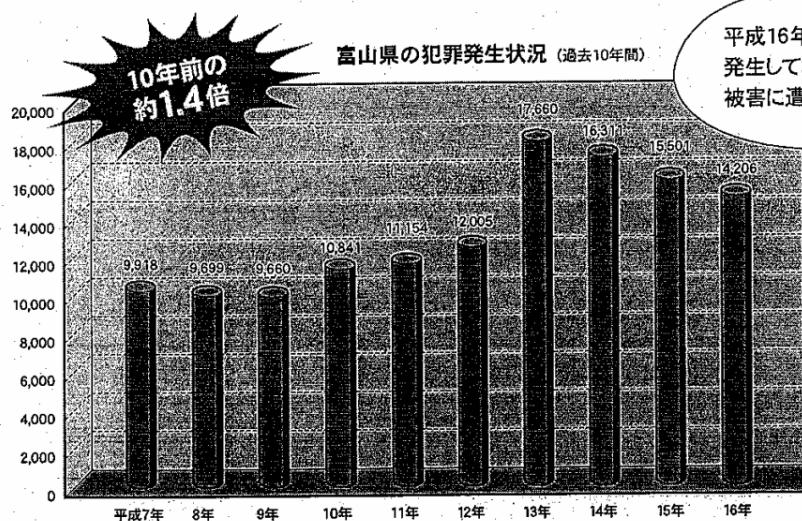
評価指標について、これからは単なる件数ではなく、処理過程等の内容を重視した指標の設定はできないか。例えば、処理済・処理中・保留中など、処理状況に関する件数の方が良いのではないか。

自主防犯パトロール隊等の状況

H17.10.31 現在

| 区分 | 富山 地域 | 大沢野 地域 | 大山 地域 | 八尾 地域 | 婦中 地域 | 山田 地域 | 細入 地域 | 合計 |
|---------------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 防犯パトロール隊 | 69 | 3 | 2 | 5 | 5 | 1 | 0 | 85 |
| 結成校下数 | 39 | 2 | 2 | 4 | 4 | 1 | 0 | 52 |
| 防犯連絡所 | 1,157 | 95 | 90 | 113 | 147 | 22 | 11 | 1,635 |
| こども 110番の家 | 2,949 | 233 | 163 | 159 | 329 | 7 | 57 | 3,897 |
| 少年補導 委員 | 360 | 14 | 8 | 22 | 32 | 2 | 2 | 440 |
| 自主防災 組織 | 33 | 3 | 8 | 10 | 21 | 10 | 10 | 85 |

富山県の犯罪の発生状況



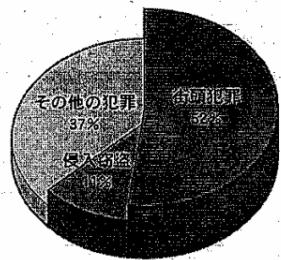
平成16年は14,206件の犯罪が
発生しており、県民79人に1人が
被害に遭っていることになります。



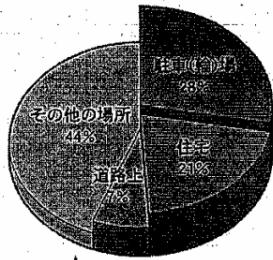
私たちの身近で起こる街頭犯罪や侵入窃盗

(平成16年)

街頭犯罪・侵入窃盗の占める割合



犯罪発生場所の割合



※ 街頭犯罪とは、道路、公園、駐車場等、屋外で発生する犯罪で、ここでは自動車等の盗難、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、器物損壊をいいます。

※ 侵入窃盗とは、空き巣、忍び込み、事務所荒し、出店荒し等、住宅等に侵入して行われる窃盗罪をいいます。

※ 犯罪発生場所の住宅は、住宅内だけではなく住宅の前に駐車してあった自転車の盗難なども含みます。

県民からの地域の安全確保に対する要望

平成16年8月に実施した世論調査結果によると、県政への要望として、凶悪犯罪の増加や低年齢化を受けて、「犯罪対策など地域の安全確保」が平成15年の6位(13.6%)から2位(20.1%)となっており、県民の安全に対する関心が高まっています。

《調査の概要》

- (1) 調査対象／県内に住む20歳から79歳までの男女1,200人を対象にして実施
- (2) 回答数／1,064人(88.7%)
- (3) 調査方法／調査員による個人面接調査

世論調査 県政への要望 (平成16年)

| | | |
|---|----------------|-------|
| 1 | 景気対策 | 28.3% |
| 2 | 犯罪対策など地域の安全の確保 | 20.1% |
| 3 | 少子化対策・子育て支援 | 18.9% |

富山県安全なまちづくり条例の主なポイント

1 推進体制の整備

●富山県安全なまちづくり推進本部の設置(平成17年4月)

- ・県、市町村、警察、地域団体、事業者団体、有識者等で構成される推進組織を設置し、安全なまちづくりに関する総合的な施策を推進します。



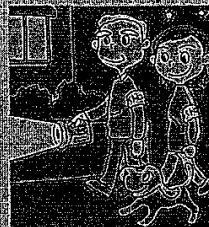
2 自主防犯活動の推進等

●自主防犯活動に対する支援

- ・市民や事業者による自主防犯活動を推進するため、情報の提供や助言等を行います。

●自主防犯団体に対する支援

- ・自主防犯活動を行う団体に対して適切で効果的な活動となるよう情報提供や助言等を行います。



3 安全なまちづくり 推進センターの指定

●安全なまちづくり推進センターの指定(平成17年10月)

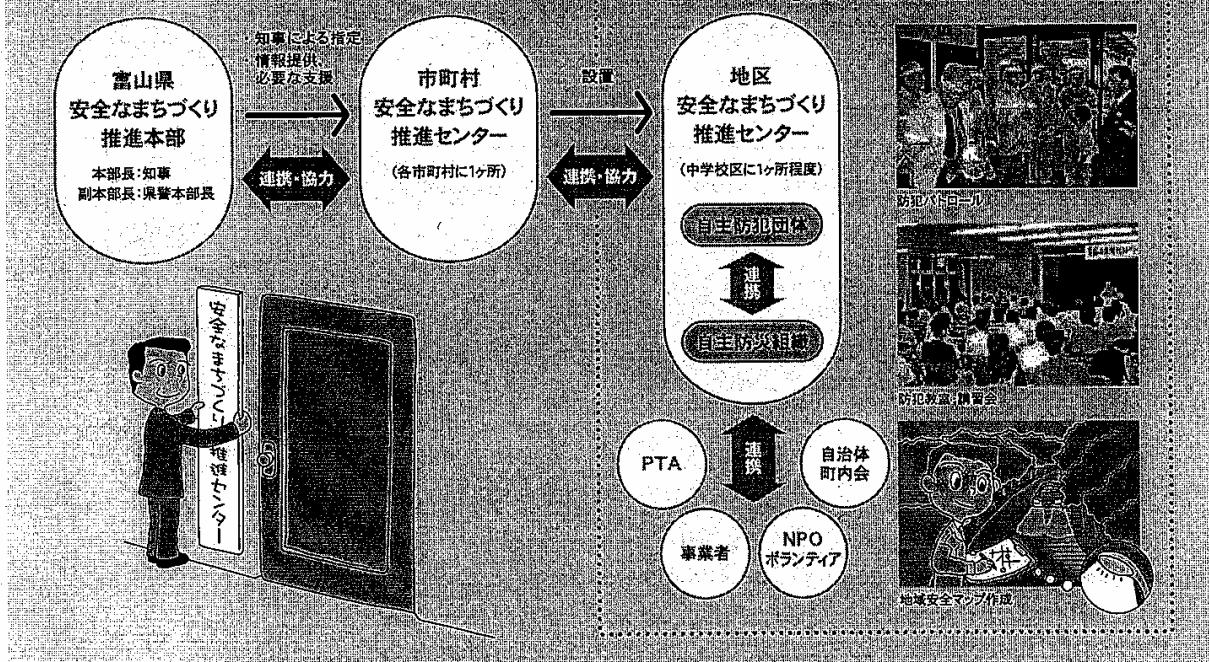
- ・自主防犯団体と自主防災組織との連携による安全なまちづくりの活動を推進すると認められる団体を「安全なまちづくり推進センター」として指定します。(各市町村に1ヶ所)
- ・推進センターに対して、情報提供や助言等を行います。

4 自主防犯団体と 自主防災組織の連携

●自主防犯団体と自主防災組織との連携

- ・自主防犯団体と自主防災組織が連携して安全なまちづくりを推進しています。
- ・自主防犯団体と自主防災組織との連携を図るため、情報提供や助言等を行います。

【地域での活動事例】



5 普及啓発・情報提供等

●普及啓発・情報提供

- ・安全なまちづくりに関する活動への参加が促進されるよう普及啓発を行います。
- ・県民や事業者に対して、安全の確保(振り込め詐欺や拉致問題等)に関する情報提供や助言等を行います。

●安全なまちづくりの日の設定

- ・毎年10月11日を安全なまちづくりの日とし、県民の防犯意識の高揚や県民参加の安全なまちづくりの推進を図ります。

●顕彰

- ・安全なまちづくりに功績のあった個人・団体や優良な事例の顕彰に努めます。

6 青色回転灯装備自動車による防犯活動に対する支援

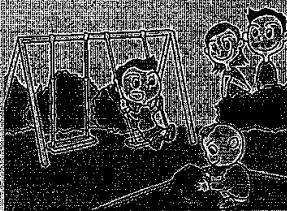
・青色回転灯を装備する自動車による防犯活動を行う団体等に対して、情報の提供や助言等を行います。



7 犯罪の防止に配慮した環境の整備

●犯罪の防止に配慮した住宅等の普及

- ・犯罪の防止に配慮した住宅、道路・公園・駐車場の普及に努めます。

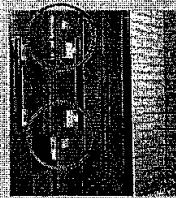


●指針の策定・公表(平成17年10月施行)

- ・住宅・住宅団地、道路・公園・駐車場、学校・通学路・観光施設に関する防犯上の指針を策定し、公表します。

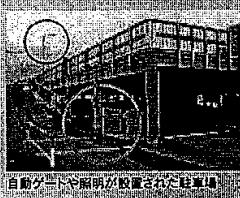
●指針の内容

住宅・住宅団地における防犯性の向上のための指針



2ロックの玄関ドア

道路・公園・駐車場における防犯性の向上のための指針

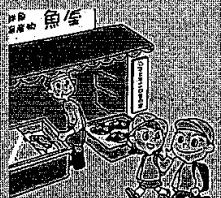


自動ゲートや説明が設置された駐車場



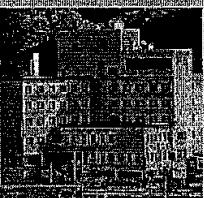
周囲から見通しのよい公園

学校・通学路における児童の安全の確保のための指針



地域ぐるみの防犯活動

観光施設における安全の確保のための指針



宿泊施設利用者における安全対策

学校安全パトロール隊

第4節 県内の活断層と地震

今後、本県で起り得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく震災対策を推進するうえで前提となるものである。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が震災対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく震災対策を推進する必要がある。

第1 地形、地質、地盤の特性

1 地 形

本県は、本州日本海側の中央部に位置し、三方を山に囲まれ、東部は中部山岳地帯の北アルプスと境川によって新潟・長野県の両県と接し、西部は俱利伽羅峠を介して石川県と、南部は重畳たる飛騨山地を経て岐阜県と接しており、北部は富山湾を抱いて日本海に面している。

県土面積は、4,246km²で東西90km、南北76kmにおよび、海岸線は146.1kmの延長を有している。東部から南部にかけては、北アルプスの大部分を占める高山性山地があり、その山地は黒部峡谷によって立山連峰と後立山連峰に二分される。これらの北端部は急峻な地形となって富山湾に臨んでいる。

南部は、飛騨山地が連なり、北側に丘陵地が広がり、西部には、医王山から加越国境の丘陵性山地があり、さらに北に延びて能登半島基部の山地となっている。山地の高度は、東に高く、南から西に低くなり、中央部に呉羽山丘陵が突出して富山平野を二分している。

また、富山湾を抱くように富山平野が発達しており、東部は各河川の下流域において段丘化した扇状地平野を形成している。西部には、砺波平野の大部分を形成する庄川扇状地と射水平野があり、二上丘陵を隔てて氷見平野が発達している。山岳地帯から流れ出る河川は落差が大きく水量が豊かであり、神通川、庄川、小矢部川は飛騨山地に源をもち、常願寺川、早月川、片貝川、黒部川は北アルプスに源をもっている。（「図1 富山県の地形区分」参照）

2 地 質

本県は、富山湾に向かって盆地状に傾いており、富山湾周辺に新しい地層が分布し、それから離れるにしたがって古い地層が分布している。

県東部から南部にかけての高山の地質は、先中生代の飛騨複合岩体（飛騨変成岩及び古期の深

第4節 県内の活断層と地震

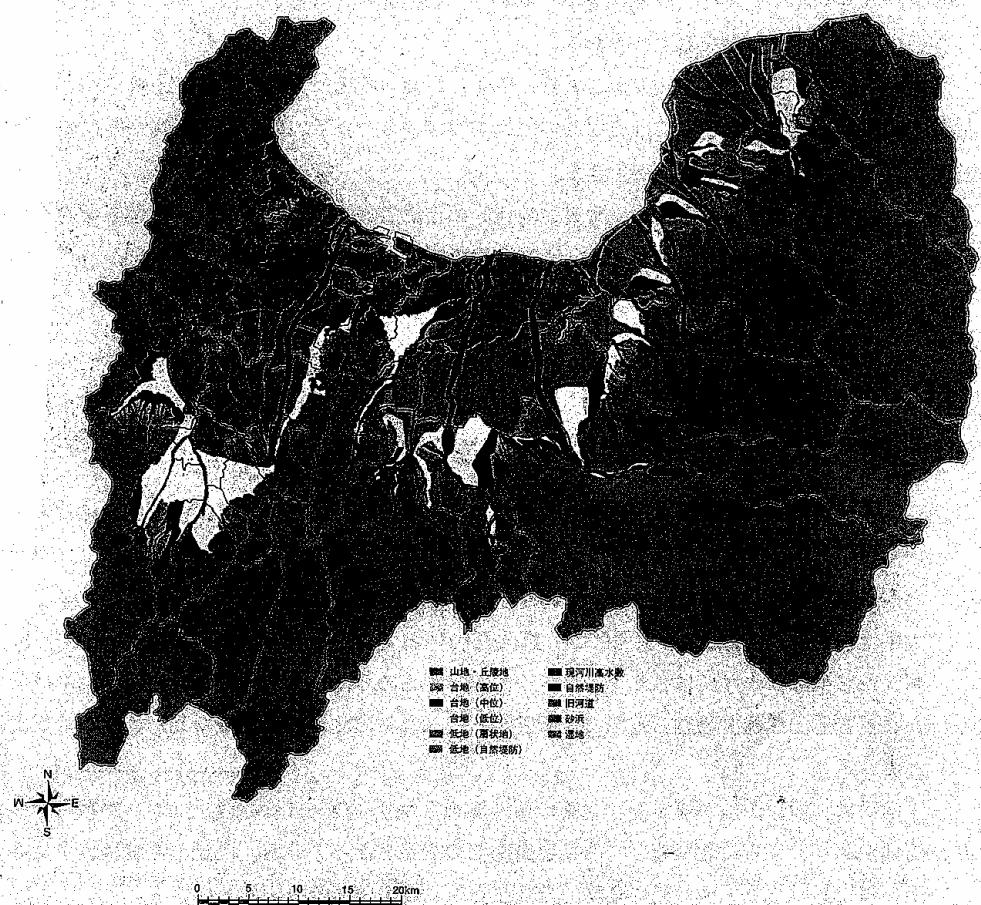


図1 富山県の地形区分

第1章 総則

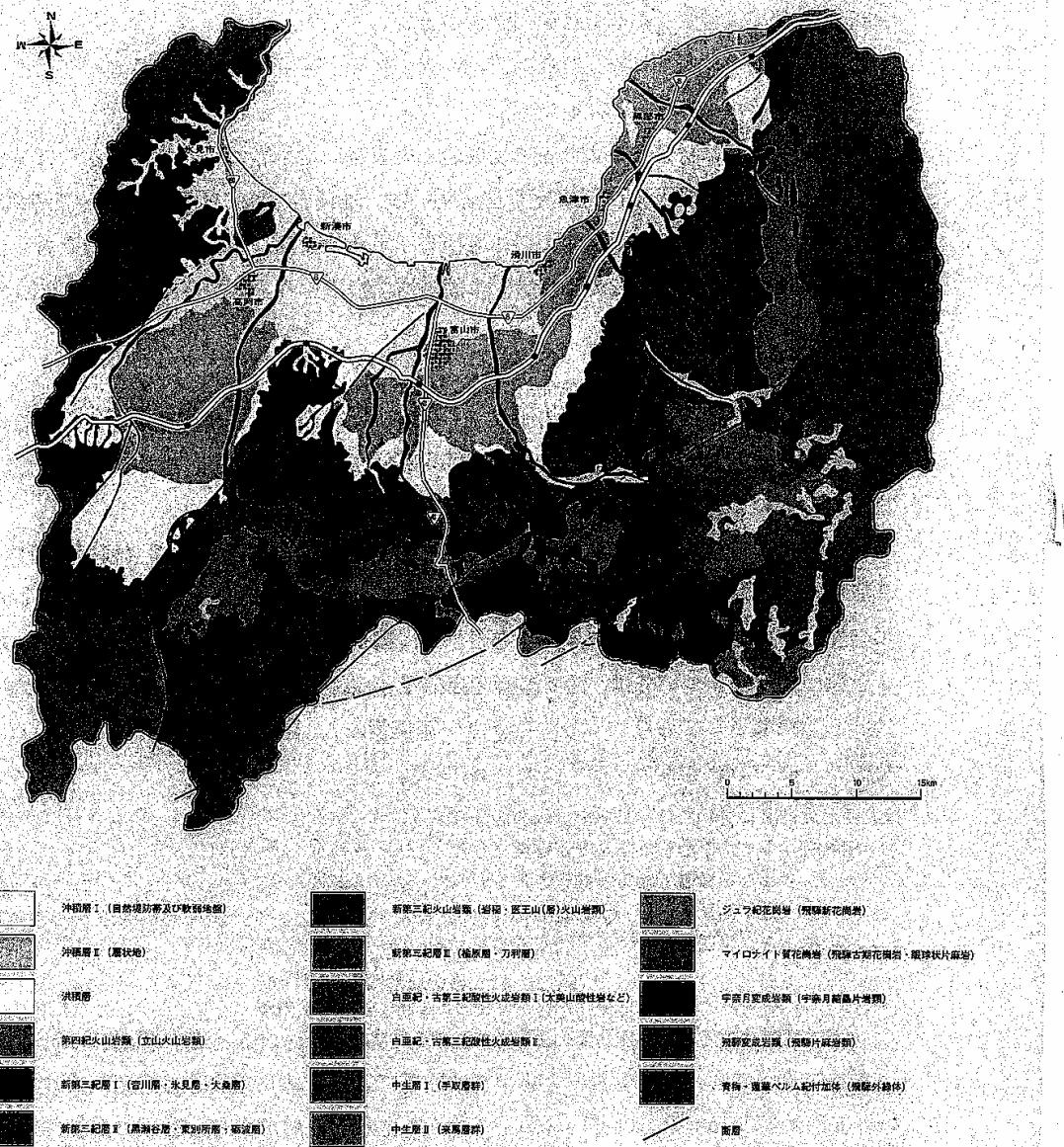


図2 富山県地質図

成岩類）を中心に、黒部川流域では中生代の新期深成岩類が、新潟県との境界付近や神通川流域から常願寺川上流にかけては、同じく中生代の堆積岩が広く分布している。

また、県南西部では中生代末から新生代古第三紀の火山岩類が分布し、立山火山周辺や雲の平、高峰山などには新生代第四紀の火山岩類が分布している。

これら山地の北縁部に新生代新第三紀の火山岩類が帶状に分布し、県南西部に広く分布している。

山地及び丘陵は新第三系より古い変成岩、火成岩、堆積岩からなり、それらは地盤として固結している。新第三紀と第四紀（更新世前期）は、堆積岩であり、固結及び半固結堆積物である。

また、富山平野の大地を構成するのは第四系（更新世後期）で半固結堆積物であり、低地を構成するのは第四紀（完新世）の沖積層で未固結堆積物である。（「図2 富山県地質図」参照）

3 活 断 層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中に、地質時代でいう第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

全国の活断層については、活断層研究会編『[新編] 日本の活断層』（東京大学出版会、1991年）に詳しく掲載されており、存在の確かさ（確実度※）、過去における活動の程度（活動度※）等を評価している。

・確実度と活動度については、日本では次の区分による。

確実度 I：活断層であることが確実なもの

II：活断層であると推定されるもの

III：活断層の疑いがある形狀

活動度 A：第四紀における平均変位速度（＊）10～1m／千年

B： 〃 1～0.1m／千年

C： 〃 0.1m以下／千年

*平均変位速度とは、ある期間の断層変位量をその期間の長さで割った値。単位期間あたりのずれの長さ。

本県においても、国内有数の大規模な活断層である跡津川断層をはじめ、現在36以上の活断層の存在が確認又は推定されているが、そのうち主な活断層は次のとおりである。

（※「図3 富山県の活断層分布図」、「表1 富山県の活断層とその特色」参照）

(1) 跡津川断層（図3 No18）

立山付近から立山カルデラー真川－有峰－大多和峠－跡津川－高原川－ニコイ高原－宮川－小鳥川－天生峠南を通って庄川を横切り、白山北部まで達すると考えられる、全長80kmの日本有数の大活断層である。

富山県に大きな被害をもたらした1858年（安政5年）の大地震はこの活断層が活動したもの

第1章 総 則

と推定されている。

(2) 牛首断層（図3 No16）

跡津川断層に沿うように北6～10kmの位置を並走する。

黒部渓谷の小黒部谷から早月川上流の馬場島南東1km地点－称名川藤橋付近－小見・亀谷地区－熊野川上流の小原地区－神通川流域の吉野・片掛地区－久婦須川上流－白木峰南麓－利賀川上流水無谷－牛首谷－庄川流域の白川村飯島地区へ至る全長85kmの大断層である。

(3) 魚津断層帯（図3 No3他）

この断層帯は、朝日町不動堂付近から入善町新屋までのもの（不動堂断層）、黒部市の荻生駅付近から、荒町、魚津市江口、滑川市大榎、寺町を経て上市町稗田へ向かうものなどから構成される。平均変位速度は上下成分で1m／千年という説もあり、活動度の高い断層である可能性がある。

(4) 吳羽山断層（図3 No7）

この断層は、吳羽山丘陵東縁約1km東の富山平野の地下（富山市鵜島－婦中町安田－長沢）に存在することが知られていたが、近年の各種調査から、北は富山湾岸の日方江付近まで、南は、八尾町福島付近に達する可能性が指摘されている。延長約22km以上。県が平成7年度から実施した調査では、約7,000年前以降に活動した痕跡も認められたが、厚い砂礫層の下にあり開削調査ができないため、これがいつ頃の活動によるものなのか、およそ何年の周期で活動しているのか等の特定には至っていない。平均変位速度0.4m／年前後で活動度B級の活断層とされている。

(5) 法林寺断層（図3 No11）

砺波平野南部西縁と蟹谷丘陵、医王山山地の境界付近（小矢部市興法寺－福野町安居－福光町法林寺－広谷、延長13km以上）に存在する。県が平成9年度から実施した調査や文部科学省地震調査委員会の評価を総合すると、最新活動時期からの経過年数が平均活動間隔を上回っているとも考えられるが、これらの評価はデータとして用いる過去地震に関する資料が十分でないため、今後の調査研究結果の情報収集に努める必要がある。平均変位速度0.4m／千年程度以上で活動度B級の活断層とされている。

(6) 高清水断層（図3 No10）

砺波平野南部東縁と高清水山地及び山麓の丘陵地との境界部（井波町市街地－井口村－城端町大鋸屋、延長約20km以上）に分布する。県が平成9年度から行った調査や文部科学省地震調査委員会の評価を総合すると、最新の活動からおよそ4,000年が経過し、平均活動間隔を上回っている可能性もあるが、これらの評価はデータとして用いる過去地震に関する資料が十分でないため、今後の調査研究結果の情報収集に努める必要がある。平均変位速度0.3～0.4m／千年程度の活動度B級の活断層とされている。

第4節 県内の活断層と地震

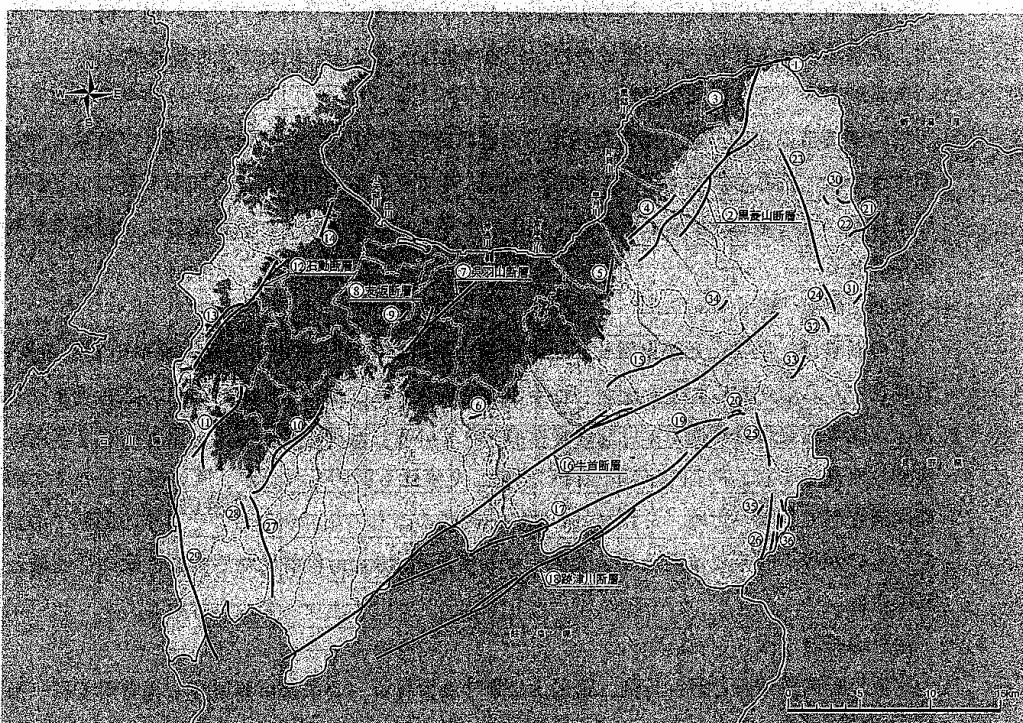


図3 富山県の活断層分布図

第1章 総則

表1 富山県の活断層とその特色

| 断層名 | 確実度 | 長さ(km) | 走向 | 変位方向 隆起側 | 横ずれ | 平均変位速度 (m/1000年) | 活動度 |
|------------------|-----|--------|--------|-------------|-----|---------------------|-----|
| 1 親不知 | I | >5 | ENE | SE | | 0.01~0.25 | B~C |
| 2 黒菱山 | I | 35 | NE | SE | | 0.005~0.5 | B |
| 3 不動堂 | I | 3 | ENE | NW | | 0.15~0.5 | B |
| 4 石垣平 | I | 10 | NE | NW | | 0.04~0.1 | B~C |
| 5 大浦 | I | 4 | NNNE | SE | | 0.1~0.5 | B |
| 6 大沢野八木山 | II | 4 | NE | NW | | >0.04~0.08 | C |
| 7 吳羽山 | I | >22 | NE | NW | | 0.2~0.6 | B |
| 8 友坂 | I | 4 | NNNE | | | 0.15 | B |
| 9 山本新 | I | >2 | NNNE | | | 0.1 | B |
| 10 高清水 | I | >20 | NE | SE | | 0.3~0.4 | B |
| 11 法林寺 | I | >13 | NNNE | NW | | 0.3~0.4 | B |
| 12 石動 | I | 15 | NE | NW | | | |
| 13 石動西方 | II | >3 | NE | E | | | C |
| 14 海老坂 | II | 4 | NNNE | SE | | | C |
| 15 高峰山 | II | 20 | ENE | NW | (R) | | |
| 16 牛首 | I | 85 | ENE | NW | R | 0.8~1.5 | A |
| 17 茂住 | I | 45 | ENE | NW | R | 0.6~>0.9 | A~B |
| 18 跡津川 | I | 80 | ENE | NW | R | 1~4 | A |
| 19 弥陀ヶ原 | I | >6 | ENE | NW | R | | |
| 20 天狗平 | I | 2 | EW | N | | | |
| 21 雪倉 | I | 4.5 | NE | SE | | | |
| 22 鉢岳西斜面 | I | 1 | NE | W | | >0.1 | B |
| 23 小川 | I | 20 | NNNW | E | (L) | | |
| 24 中背山西斜面 | II | 3 | NNNW | E | | | B~C |
| 25 一ノ越 | I | 9 | NS | W | | | B |
| 26 東沢谷 | II | >20 | N | | | | |
| 27 城端一上梨 | II | 16 | NNNW | NE | | | |
| 28 二ツ屋川 | I | 4 | N~NNNW | E | | 0.15 | B |
| 29 加須良 | I | 30 | NNNW | SW | L | 0.4~1.5 | A~B |
| 30 朝日岳南斜面(群) | I | 2 | WNW | S | | >0.3 | B |
| 31 天狗岳西斜面(群) | I | 2 | NE | S | | >0.3 | B |
| 32 餓鬼山西斜面 | II | 2 | NNNW | E | | | B~C |
| 33 ガンドウ尾根 | II | 3 | NE | SE | | | B~C |
| 34 大明神山西斜面 | I | 2 | NE | W | | | B~C |
| 35 赤牛岳北斜面 | I | <2 | NS | W | | | B~C |
| 36 野口五郎岳-鳥帽子岳(群) | I | 2 | NS | W | | >0.2 | B~C |

注1) 「確実度」及び「活動度」を表す記号は前述の説明(P45)によるものとし、「走向」及び「変位方向(隆起側)」におけるE・W・S・Nは、それぞれ東・西・南・北を意味する。また、「変位方向(横ずれ)」におけるR・Lは、それぞれ右ずれ・左ずれを意味する。

注2) データ内容は、「10万分の1富山県地質図説明書」(富山県、1992年)をベースに「吳羽山断層に関する調査」・「砺波平野断層帯に関する調査」(富山県1997、1998~2000)及び「砺波平野断層帯・吳羽山断層帯の評価」(文部科学省、2002)のデータを加えたもの。

注3) 魚津断層帯を構成する個々の断層については、「3 不動堂断層」、「5 大浦断層」以外は具体的な名称、データ等を記載した文献がないため、この表には掲載していない。

注4) 砧波平野断層帯を構成する断層は、西部：「11 法林寺断層」、「12 石動断層」、東部：「10 高清水断層」、「27 城端一上梨断層」である。